

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構と
国立大学法人〇〇大学との間の連携・支援に関する契約書（案）

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「甲」という。）と国立大学法人〇〇大学（以下「乙」という。）は、加速器科学国際育成事業（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、甲及び乙が本事業の連携・支援によって、加速器科学の発展に寄与することを目的とする。

（事業名）

第2条 本事業の名称は、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」とする。

（契約期間）

第3条 本事業の契約期間は、2023年5月1日から2024年3月31日までとする。

（経費の分担及び経理）

第4条 本事業における甲が乙に支援する経費及び乙の負担経費は、加速器科学育成プログラム実施計画書に記載された金額によるものとする。

2 乙は甲に対して、本契約書締結後、乙の発行する請求書により支援経費の請求を行うものとする。なお、請求書は2023年7月31日までに甲へ送付するものとする。

3 甲が乙に支援する経費については、乙における会計諸規程等の定めるところにより処理するものとする。ただし、甲は本事業に関する経理書類の閲覧を申し出ることができる。乙は甲からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

4 乙は、甲が乙に支援した経費のうち不用が生じた場合には、甲の指定する期日までに、不用となった額を返還しなければならない。

（進捗状況調査）

第5条 甲は乙に対し、本事業の進捗状況調査を実施し、乙はこれに協力するものとする。

2 乙は、第2四半期後に進捗状況調査書を作成し、2023年10月31日までに甲に提出するものとする。

3 進捗状況調査の詳細は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(実施報告書)

第6条 乙は、甲と協力して実施報告書（兼決算報告書）を作成し、2024年4月30日までに甲に提出するものとする。

(購入物品の取扱い)

第7条 本事業において、取得した物品の所有権は、乙に帰属するものとする。

(施設等の利用)

第8条 甲及び乙は、本事業を遂行するために必要と認めるときは、それぞれの施設・設備を無償で利用することができる。ただし、利用に際しては、善良な管理者の注意をもってそれぞれの施設・設備を利用するものとする。

(機器の持込み)

第9条 甲及び乙は、本事業を遂行するために必要と認めるときは、それぞれ所有の機器を甲又は乙の定める手続きを経て相手方の施設に持ち込むことができるものとする。

2 機器を受け入れた当事者は、当該機器について、その持込完了のときから返還まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

(知的財産権の出願等)

第10条 本契約において、「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る著作権並びに外国に

おける上記権利に相当する権利

ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第14条の規定に基づき特定するもの（以下「ノウハウ」という。）

二 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。

三 「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願（仮出願を含む。）をいう。

- 2 甲又は乙は、甲又は乙に属する教員等が本事業の実施に伴い発明等を得た場合には、速やかに相手方に通知するものとする。また乙は、自己に所属する研究担当者等から、当該発明等に関する知的財産権を承継しないときは、相手方にその旨を通知するものとする。
- 3 甲又は乙はそれぞれ、甲又は乙に属する教員等が本事業の実施に伴い単独で発明等を行い、乙については当該発明等を得た研究担当者等から承継した場合には、単独所有とし（単独に帰属する知的財産権を以下「単独知的財産権」という。）、単独で出願等の手続きを行うものとするが、当該発明等に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）の出願の前にあらかじめ相手方の確認を得るものとする。この場合、出願等及び権利保全の手続きに要する費用は、当該発明等に関する知的財産権の帰属する当事者が負担するものとする。
- 4 甲及び乙は、甲又は乙に属する教員等が、本事業の実施に伴い共同して発明等を行い、乙については当該発明等を得た研究担当者等から承継した場合の当該発明等（以下「共有知的財産権」という。）に係る特許出願等の取扱いについては、その都度、甲、乙協議するものとする。

（甲及び乙による実施）

第11条 甲及び乙は、成果を、第14条のノウハウ秘匿義務及び第16条の秘密保持義務を遵守の上、甲及び乙が行う教育及び研究活動のために無償にて実施することができるものとする。

- 2 甲又は乙に属する発明者もしくは成果有体物の作製者は、その所属を離れた場合であっても、成果を、第14条のノウハウ秘匿義務及び第16条の秘密保持義務を遵守の上、教育及び研究の目的に限り、将来において所属する研究室（非営利研究機関に限る。）で実施することができる。

(第三者に対する実施の許諾)

第 12 条 甲及び乙は、自己が権利を有する単独知的財産権について自由に第三者に対し実施の許諾をすることができるものとし、甲及び乙は、共有知的財産権を出願等したときから、相手方の書面による同意を得て第三者に対し実施の許諾をすることができるものとする。なお、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならないものとする。

2 甲及び乙は、第三者に対し実施を許諾した場合であっても、当該実施を許諾したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、当該第三者に対し書面で通知を行い、当該第三者と協議を行うものとする。その協議によってもなお事態が改善されない場合は、甲及び乙は、当該第三者への実施の許諾を解除することができるものとする。

(実施料)

第 13 条 共有知的財産権を第三者に実施許諾した場合の実施料は、別途甲乙協議の上定める実施許諾に係る手数料を甲乙のうち実施許諾手続きをなした者が受領し、その後の残金については当該共有知的財産権における甲及び乙の持分に応じて、甲乙間で分配するものとする。

(ノウハウの指定)

第 14 条 甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して3年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(承認 TL0 又は認定 TL0)

第 15 条 甲及び乙は、第 10 条から第 14 条に定める業務の一部を、承認 TL0 又は認定 TL0 (大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律 (平成 10 年法律第 52 号) の承認又は認定を受けた者をいう。) に委託することができるものとし、甲及び乙は、承認 TL0 又は認定 TL0 に対して、本契約における自己の義務を遵守させるものとする。

(秘密の保持)

第 16 条 甲及び乙は、本事業の実施において、相手方より秘密である旨を明示された

上で開示若しくは提供を受けた情報又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後 30 日以内に書面で相手方に対して通知されたもの（以下「開示等情報」という。）を秘密として扱い、相手方の書面による事前の同意なしに、開示等情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、開示等情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 開示又は知得した際、既に自己が保有していた情報であるもの
 - 二 開示又は知得した際、既に公知の情報であるもの
 - 三 開示又は知得した後、自己の責によらず公知となったもの
 - 四 正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報であるもの
 - 五 開示等情報によることなく独自に創出又は発見したことを証明できるもの
 - 六 裁判所又は行政機関から法令に基づき開示を命ぜられたもの
- 2 甲及び乙は、開示等情報を本事業の実施以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前2項の規定の有効期限は、第3条の本事業を開始した日から完了又は中止した日の翌日から起算し3年を経過した日までとする。ただし、甲及び乙は、協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（成果の公表）

第17条 本事業における成果は、原則として公表するものとする。ただし、研究終了後1年間は公表の時期及び方法について、必要と認めるときは、甲乙協議の上、第14条のノウハウ秘匿義務及び第16条の秘密保持義務を遵守し、特許権等の取得の妨げにならない範囲において、適切に定めるものとする。

（契約の解除）

第18条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は本契約を解除することができるものとし、この場合、乙は本契約に基づき甲が支払った金員の全部又は一部を、甲の指示に従い、その定める期限までに返還しなければならない。

- 一 乙が本契約の履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき。
 - 二 乙が本契約に違反したとき。
- 2 乙が、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 一 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定。その後の改正を含む。）に挙げられる特定不正行為を行ったとき。

- 二 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／平成 26 年 2 月 18 日改正。その後の改正を含む。）等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違反があったとき。
- 三 前各号に掲げるもののほか、乙の重大な過失により本契約を継続し難い重大な事由が生じた場合

（不可抗力による契約の解除）

- 第 19 条 戦争、テロ行為、暴動、天変地変、疫病、その他の不可抗力により、本事業の執行が困難となった場合には、甲又は乙は相手方に通知の上、本契約の全部を解除することができる。
- 2 前項により損害が発生した場合、甲又は乙は互いにその責任を負わない。

（損害賠償）

- 第 20 条 甲及び乙は、本事業の実施に伴い、相手方の故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、相手方に対して被った直接損害に限り損害請求をできるものとする。
- 2 乙は、第 18 条（契約の解除）に掲げる事由によって甲に損害を与えたときには、甲は被った直接損害に限り賠償請求をできるものとする。

（契約期間満了後の措置）

- 第 21 条 契約期間満了後においても、第 4 条 3、4 項、第 6 条、第 9 条 2 項、第 10 条から第 20 条の規定は、当該条項に定める期間又は対象がすべて消滅するまで有効に存続する。

（協議）

- 第 22 条 本契約に定める事項を変更し、若しくは本契約に定めていない事項について定めようとするとき又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙協議の上処理するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有するものとする。

2023年 5月 1日

(甲) 茨城県つくば市大穂1-1
大学共同利用機関法人
高エネルギー加速器研究機構長
山 内 正 則

(乙) ○○県○○○市○○○ ○-○
国立大学法人 ○○大学長
○ ○ ○ ○